

令和6年竹田市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和6年9月6日(金) 午後1時55分～午後2時25分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 11名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一
7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司
11番 工藤 明秀 12番 後藤恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 2名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 次長：中村美智子 管理係長：渡部夕樹 会計年度任用職員：後藤加奈

6. 議事

- 議案第60号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 2件
議案第61号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 2件
議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件
議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件
議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件
議案第65号 非農地証明について 2件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は11人で定足数に達しています。

(13時55分)

議長

只今から令和6年竹田市農業委員会第9回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は6番 児玉淳一委員、7番 坂本大蔵委員の両名を指名いたします。

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第16号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が1件ありましたので報告します。

続いて報告第17号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第60号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 2件

議案第61号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 2件

議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第65号 非農地証明について 2件

以上14案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第60号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第60号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。1番と2番の案件ともに5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第60号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第60号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第60号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第61号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第61号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第60号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第61号の1番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

2番の借り手は〇〇〇〇です。

選定理由はいずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今議案第61号について担当課による説明がありました、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第61号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第61号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時00分)

議長

再開します。

(14時00分)

議長

議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお議案第62号は分割して質疑、採決を行います。

最初に議案第62号の2番を審議します。7番 坂本大蔵委員は議事参与の制限により一時退席をお願いします。

議長

議案第62号の2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第62号の2番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字飛田川字田原〇〇〇〇田1筆 合計面積682平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は682平方メートルです。

議長

事務局に調査報告をお願いします。

本案件は坂本大蔵委員の担当地区のため森会長に調査をしていただきました。報告書を預かっていますので読み上げて報告します。

譲受人の労力は1人です。農機具は耕うん機1台を購入予定です。野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今の報告について、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第62号の2番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって議案第62号の2番 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

7番 坂本大蔵委員はご着席ください。

議長

続いて議案第62号の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第62号の1番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字植木字政所〇〇〇〇田1筆 合計面積930平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,340平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第62号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第62号の3番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字入田字清水道〇〇〇〇畑1筆 合計面積340平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は15,461平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第62号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン共同1台・田植機共同1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第62号の4番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町恵良原字塚ノ前〇〇〇〇外2筆 畑3筆 合計面積8,760平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は8,760平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第62号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は管理機1台所有しており野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第62号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字栢木字水毛〇〇〇〇畑1筆 合計面積13,522平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は22,262.77平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第62号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台所有しており農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第62号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字仏原字尾迫〇〇〇〇畑1筆 合計面積599平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は32,362平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第62号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今議案第62号について担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第62号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての説明を事務局に求めます。

事務局

議案第63号の案件は、申請地 竹田市大字入田字清水道〇〇〇〇面積415平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は一般住宅用地です。申請者は県道玉来神原線の改良工事により立ち退きとなった自宅を新築する計画です。排水は浄化槽を経由して農業用水路に流す計画で水路組合の承諾も得ています。工事期間は令和6年11月1日から令和7年3月30日までを予定しています。転用許可基準は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第63号の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今議案第63号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第63号について許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

7番 坂本大蔵委員は議事参与の制限により一時退席をお願いします。

議長

議案第64号の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第64号の1番の案件は申請地 竹田市大字飛田川字田原〇〇〇〇面積499平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は一般住宅用地です。転用者は自宅が中九州横断道路の整備に伴う立ち退きとなったため当該地に自宅を新築する計画です。排水については浄化槽を經由して水路へ流す計画で水路組合の承諾も得ています。工事期間は令和6年9月15日から令和7年2月15日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今議案第64号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第64号について許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

7番 坂本大蔵委員はご着席ください。

議長

続いて議案第65号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

案第65号の1番の案件は申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字入田字菅田〇〇〇〇登記地目 田1筆 合計面積366平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していましたが獣害がひどく、また接続道路が狭く作業車両が入れないため平成2年頃から農地の管理ができなくなり現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第65号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字上坂田字井手平〇〇〇〇登記地目 田1筆 合計面積1,315平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成15年7月に農地法第5条賃借権設定による転用許可を受けていましたが法務局で地目変更登記をしていませんでした。現況は宅地となっております温泉館用地として利用されています。始末書が添付されています。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は宅地となっており温泉館用地として利用されています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第65号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第65号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第65号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和6年竹田市農業委員会第9回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時25分)